

# 大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定を適用する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る電子入札において、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱（以下「一般要綱」という。）に基づき、低入札価格調査を行う基準としてあらかじめ設定した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札があった場合の低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）最低価格入札者 一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。以下同じ。）において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。ただし、失格基準価格を設けた場合にあっては失格基準価格以上の価格の入札書を提出した者に限る。
- （2）最高評価値者 総合評価一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者（失格基準価格を設けた場合にあっては、失格基準価格以上の価格の入札書を提出した者に限る。）のうち、評価値の最も高い者をいう。
- （3）落札候補者 一般競争入札においては最低価格入札者を、総合評価一般競争入札においては最高評価値者をいう。ただし、該当する者が2者以上あるときは、電子くじシステムにより決定された者をいう。
- （4）発注機関 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）第53条の3第1項及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号。以下「企業財務規則」という。）第47条の規定により契約局長へ入札執行又は契約締結の請求を行うとされている本庁及び予算執行機関をいう。
- （5）部局長等 財務規則第2条第3号に定める者をいう。
- （6）調査資料 低入札価格調査を実施するために必要な資料として、あらかじめ設計図書等で指定した資料をいう。
- （7）意向確認書 入札を行った者の当該入札に係る価格（以下「入札価格」という。）が調査基準価格を下回った場合において、調査資料を提出する意思の有無を示す調書（大阪府電子契約システムの入札書において、調査資料を提出する意思の有無を示す入力項目を含む。）をいう。
- （8）意向確認設定案件 発注機関の長があらかじめ調査資料の提出について、入札者の意思を意向確認書により確認することを決定した案件をいう。
- （9）失格基準価格 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者の入札価格によっては、その者により契約内容に適合した履行がされないと判断する基準価格をいう。

（調査資料の提出の意向の確認）

第3条 意向確認設定案件の入札の実施にあたっては、契約局長は入札者に対して、入札書提出時に意向確認書の提出を求めるものとする。ただし、一般要綱第19条の2に規定する再度の入札の場合は、この限りではない。

2 意向確認設定案件において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、次のように取り扱う。

（1）意向確認書において、調査資料を提出する意思がない旨を示した場合は、当該落札候補者の入札書は無効とする。

（2）意向確認書を提出しなかった場合又は調査資料提出に関する意思が確認できない意向確認書を提出した場合は、調査資料を提出する意思がないものとみなし、当該落札候補者の入札書は無効とする。

3 前項に該当する者については、一般要綱第22条第1項に定める通知を行わないものとする。

（調査対象）

第4条 発注機関の長から契約局長へ契約締結を請求し、又は入札執行を依頼された建設工事に係る入札のうち、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、契約局長は、落札決定を保留して、落札候補者の行った入札について低入札価格調査を実施する。

2 落札候補者が次に掲げる者に該当する場合は、前項の低入札価格調査の対象としない。

（1）入札参加資格の確認の結果、資格を有しないと認められた者

（2）調査資料をあらかじめ指定した日に提出しなかった者

（3）前条第2項の規定により入札書が無効となった者

（失格の基準）

第5条 前条第1項の低入札価格調査の対象となった落札候補者（以下「調査対象者」という。）に対して実施した当該低入札価格調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）大阪府の積算に計上している項目が見積られていない等必要な費用が計上されていない場合

（2）積算方法の説明ができない場合

（3）下請け見積り内容が積算内訳に適正に反映されていない場合

（4）当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合

（5）意向確認書において調査資料を提出する意思を示したにもかかわらず、指定した日時までに、これを提出しなかった場合

（6）前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合

（7）当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると認められると判断された場合

（8）前各号に掲げるもののほか、部局長等が要領等により別に定めた低入札価格調査に係る失格の基準に該当する場合

（調査基準価格及び失格基準価格の算出）

第6条 建設工事を競争入札に付す場合は、契約局長が、予定価格算出の基礎となった設計書等により、調査基準価格及び失格基準価格（失格基準価格を設定する場合に限る。次項において同じ。）を算出するものとする。

2 調査基準価格及び失格基準価格の算出方法は、大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領の定めるところによるものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 建設工事に係る入札においては、低入札価格調査の対象工事であること並びに無効及び失格となる基準に加え、次の事項について、電子入札公告等又は設計図書等に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

（1）調査資料は、落札候補者に対し、提出を求めること。

（2）前号の調査資料の他に、大阪府が必要とする資料の提出を求める場合があること。

（3）第8条に規定する事前調査を行う案件においては、入札時に大阪府電子契約システムに添付する工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を調査資料として取り扱うこと。

（4）前各号に掲げるもののほか、部局長等が低入札価格調査において独自に設定した基準及び条件等

2 意向確認設定案件については、前項に加え、次の事項について、電子入札公告等又は設計図書等に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

（1）当該入札は意向確認設定案件であること。

（2）入札書の提出時に、意向確認書を提出しなければならないこと。

（事前調査の実施）

第8条 第5条第8号の規定により、客観的な数値に基づき工事費内訳書のみの調査・審査で失格の判断ができる基準（以下「数値的失格判断基準」という。）を定めている場合は、落札候補者の入札参加資格の確認を行う前に、低入札価格調査の一部（以下「事前調査」という。）を先行して行うものとする。

2 前項の事前調査の手続きは、次のとおりとする。

（1）契約局長は、建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱に定める質疑及び回答等の手続き終了後、速やかに落札候補者の提出した工事費内訳書の事前調査を実施するものとする。

（2）発注機関の長は、前号の事前調査に関する契約局長からの依頼に基づき、落札候補者の工事費内訳書により事前調査を行うとともに、その結果を契約局長に速やかに報告するものとする。ただし、あらかじめ発注機関の長から提出された数値的失格判断基準確認資料（数値的失格判断基準の適用に際して必要な金額が記載されたものをいう。）と、落札候補者が提出した工事費内訳書（数値的失格判断基準の適用に際して必要となる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理

費等の各金額とその合計金額等が明記されたものに限る。)を用いて事前調査の確認を行うことができる場合は、発注機関の長に対する事前調査の依頼を省略し、契約局長がその調査を行うことができる。

(3) 事前調査により、落札候補者の工事費内訳書が数値的失格判断基準に該当している場合、契約局長は、落札候補者を失格とし、その者に対して、事前調査において失格となった旨を通知するものとする。この場合にあっては、第11条第3項に規定する次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者であるときは、速やかに前2号に定める手続きを行うものとする。

(4) 第1項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の8第4項に規定する再度の入札については、事前調査は行わない。

#### (調査及び審査の実施)

第9条 低入札価格調査は、大阪府総務部契約局競争入札審査会(以下「入札審査会」という。)が調査及び審査を行う。

2 前項の調査のうち積算等技術的事項に関する調査(以下「積算等調査」という。)は、建設工事課長が発注機関の長に依頼する。

3 発注機関の長は、前項の依頼があったときは、積算等調査を実施する。

4 部局長等は、積算等調査を適正に行うため、あらかじめ、次に掲げる事項を定めた要領等を整備するものとする。

(1) 積算等調査の基準

(2) 積算等調査に必要となる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、積算等調査を行うにあたり必要となる事項

5 発注機関の長は、積算等調査の結果を記載した書面(以下「積算等調査報告書」という。)を作成し、建設工事課長に報告するものとする。

6 建設工事課長は、必要があると認めるときは、積算等調査以外の低入札価格調査(経営の状況に関する調査)として、調査対象者からヒアリングを行うことがある。

7 建設工事課長は、発注機関の長から提出を受けた積算等調査報告書、及び前項のヒアリングを実施した場合は、当該ヒアリングの結果を記載した書面(以下「経営状況報告書」という。)を、入札審査会に提出する。

8 第1項の規定に基づき、入札審査会は、積算等調査報告書及び第6項のヒアリングを実施した場合は経営状況報告書をもとに、第5条に規定する失格の基準(以下「失格基準」という。)に該当するかどうかについて、審査を行う。ただし、積算等調査について部局長等が審査を行うための機関(以下「部局等調査委員会」という。)を設置している場合は、部局等調査委員会の審査又は部局等調査委員会の長への報告をもって、積算等調査に係る入札審査会の審査に代えるものとする。

#### (誓約書の徴取)

第10条 低入札価格調査を実施する場合は、発注機関の長は、調査対象者から契約内容に適合した

履行を確約する旨の誓約事項を記載した書面を徴取するものとする。

（落札者の決定及び通知）

第11条 第9条第8項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由がないと認めた場合は、契約局長は、その者を落札者とするものとする。

2 第9条第8項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由があると認めた場合は、契約局長は、その者を落札者とししないものとする。

3 前項の場合においては、次の各号に定める者（以下「次順位者」という。）の入札参加資格を確認し、資格があると認められた当該次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者である場合は、当該次順位者を第4条の規定による手続きを経た上、改めて調査対象者とし、第9条の調査及び審査を行うものとする。この場合において、第9条中「落札候補者」とあるのは、「次順位者」と読み替えるものとする。

（1）最低価格入札者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者

（2）最高評価値者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高評価値をもって入札をした者

4 第1項及び第3項の規定により落札者を決定した場合は、契約局長は、落札者を含むすべての入札参加者に通知する。

（失格の通知）

第12条 契約局長は、前条第2項の規定により、落札者とならなかった者に対し、落札者とならなかった理由を付した通知を行う。

（情報の公表）

第13条 契約局長は、低入札価格調査の経緯について、落札者決定後速やかに、公表する。

（紙入札に係る規定の準用）

第14条 紙入札における低入札価格調査は、この要綱の定めに基づいて行うものとする。

（重点的な調査の適用）

第15条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される建設工事の入札において、落札候補者の入札価格が著しく低額で、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、あらかじめ設定した基準価格を下回った場合に、低入札価格調査に代えて実施するより重点的な調査に関して、必要な事項は、この要綱に規定するもののほか、別に定めるところによる。

附 則

本要綱は、平成 20 年 1 月 25 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日公告案件から適用する。

附 則

本要綱は、平成 22 年 10 月 27 日から施行し平成 22 年 11 月 1 日公告案件から適用する。

附 則

- 1 本要綱は、平成 23 年 1 月 20 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 23 年 3 月 25 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 24 年 2 月 8 日から施行し、平成 24 年 2 月 15 日以降に公告する平成 24 年度予算に係る案件から適用する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日までに公告する 23 年度予算に係る案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 24 年 9 月 18 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 24 年 9 月 30 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 27 年 3 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、同日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 14 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要綱は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

本要綱は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。